

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

#### 1 基本方向

- (1) 迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本的方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

#### 2 計画的復旧・復興

- (1) 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進する。

#### 3 財産措置等

- (1) 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

#### 1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達及び人材の確保に努めるとともに、必要に応じて県等に要請し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。
- (5) 県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

### 第3節 公共施設災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため、必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早期回復のため、迅速に実施する。

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川災害復旧事業
  - イ 海岸災害復旧事業
  - ウ 砂防設備災害復旧事業
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - キ 道路災害復旧事業
  - ク 港湾災害復旧事業
  - ケ 漁港災害復旧事業
  - コ 下水道災害復旧事業
- (2) 都市施設災害復旧事業
  - ア 街路災害復旧事業
  - イ 上水道施設災害復旧事業
  - ウ 公園施設災害復旧事業
  - エ 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- (5) 公営住宅災害復旧事業
- (6) 公立文教施設災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業

- (8) 公立医療施設災害復旧事業
- (9) 公営企業施設災害復旧事業
- (10) 公有財産災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

#### 第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が受けられるよう、所要の措置を講ずる。

##### 1 激甚災害にかかる財政援助措置

###### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者厚生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生・授産施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

###### (2) 農林水産業に関する特別の措置

- ア 農地の災害復旧事業
- イ 農業用施設の災害復旧事業
- ウ 林道の災害復旧事業
- エ 農業用施設の災害関連事業
- オ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
- カ 開拓者施設の災害復旧事業
- キ 水産動植物養殖施設の災害復旧事業

- ク 天災融資法による融資
- ケ 森林組合等の行う湛水排除事業
- コ 土地改良区等の行う湛水排除事業
- サ 共同利用小型漁船の建造
- シ 森林の災害復旧事業

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する助成
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する措置）
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第5節 災害復旧に対する融資、資金計画

被災事業者の早期復旧を図るための資金の融通及び被災者の生活確保の措置を講じることにより、社会経済活動の早期回復に努める。

### 1 災害復旧に対する融資

#### (1) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- ウ 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。
- エ 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

#### (2) 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。
- イ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

#### (3) 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

### 2 被災者の生活の確保

#### (1) 更生資金の貸付

- ア 災害救助法等が適用された自然災害による被災者に対して、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- イ 災害により被害を受けた低所得者の自立更生のため、生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金の貸付を行う。

### 3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令などの規定に

に基づき、申告又は納入期限の延長、国税、地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講ずる

## 第6節 復興計画

### 1 復興計画の進め方

#### (1) 復興計画の作成

- ア 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成する。
- イ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- ウ 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村との連携、広域調整）を行う。

#### (2) 災害に強いまちづくり

- ア 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - (ア) 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
  - (イ) 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- イ 復興のための市街地の整備改善
  - (ア) 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
  - (イ) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
  - (ウ) 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- ウ 河川等の治水安全度の向上等
  - (ア) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
  - (イ) 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努める。
- エ 既存不適格建築物
  - 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- オ 新たなまちづくりの展望等
  - 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

## カ 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

## 2 被災者等の生活再建等の支援

### (1) リ災証明の交付等

ア 各種の支援措置を早期に実施するため、速やかにリ災証明を交付する。

### (2) 災害弔慰金の支給等

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

イ 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対して、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な被災者に被災者再建支援金制度に基づく支援を行う。

ウ 市は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### (3) 税及び医療費等負担の減免等

ア 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

イ 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

### (4) 住宅確保支援策

ア 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。

イ 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

ウ 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく、災害復興住宅融資を受けるための支援を行う。

### (5) 広報連絡体制の構築

ア 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

イ 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

### (6) 災害復興基金の設立等

ア 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

(7) 精神保健支援対策

ア 被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行う。

(8) 義援金の配分及び配布

第3章第29節参照

3 被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### (3) 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

#### ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修する）場合は、合計で200（又は100）万円

### (4) 支援金の支給申請

申請窓口は市

#### ア 申請時の添付書類

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

#### イ 申請期間

基礎支援金：災害発生時から13ヶ月以内

加算支援金：災害発生時から37ヶ月以内

### (5) 基金と国の補助

ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。